

海外進出企業にとって、海外駐在日本人の給与体系をどのようにするのかということについて頭のいたところであると思います。第10回目の今回はタイにおける時節柄、個人の確定申告の話を中心にまとめてみたいと思います。

日本の税法: 海外駐在日本人に対する日本の所得税法上の取り扱いについては、原則として海外赴任時(税法的には、出国の日)においてその年の給与について年末調整を行い、出国までの期間における日本での給与に対する課税関係を完結することとされています。日本を出国した後において、日本で支払われる給与があったとしても、当該海外駐在員の日本における勤務がない限りにおいては、日本での課税は行われません。したがって一般的によくあるケースとして、留守宅手当、海外勤務手当等が日本にある本人名義の銀行口座に支給されたとしても、原則として日本での課税は行われません。もし海外出向する社員の方が給与所得以外の所得、たとえば不動産所得や譲渡所得がある場合には、その年の1月1日から出国の日までの期間に係るこれらの所得について、給与所得と合算し、出国の日までに確定申告書を提出しなければなりません。このようなケースでは、出国の日までに確定申告書を提出することが極めて困難な場合が想定されることから、日本の所得税法においては、出国の日までに納税管理人(納税者本人に代わり、申告、納税の事務を代行する者)を選任し、税務署に届け出た場合には、確定申告書の提出は、翌年3月15日までに行えば良いこととなります。海外出向の場合、出国前は準備や引き継ぎ等で多忙となりがちなので、納税管理人を選任することをお勧めします。

タイの税法: 日本を出国し、タイに赴任した場合にはタイに赴任した日jからタイの居住者としてタイの税法に基づいて個人所得について確定申告が必要となります。一般的にタイ赴任の日本人の場合、タイ現地法人からの現地払い給与がある一方で、日本の会社からも給与の支給を受けている場合が多いと思います。この場合、日本の会社から支給を受けている給与についても、タイにおける勤務に基づく給与として、タイで支払われている給与に合算し、確定申告が必要となります。タイの確定申告書の提出期限は、原則として翌年3月末日となります。タイは日本に比べるとインターネットによる申告が簡単に利用できる環境です。このインターネットによって申告を行う場合には、若干申告期限が延長されます。また納付もインターネットバンキングを利用して納付することが可能です。タイの確定申告を行う場合の注意点として、日本払いの給与をタイ人スタッフに知られないようにすることです。タイ人スタッフの給与水準からすると、タイに赴任される日本人社員の給与は非常に高いものとなります。また日本払い給与をタイで確定申告をする場合にはパーツへの換算を行う必要がありますが、このパーツ換算は、原則として給与支払い日におけるタイ中央銀行が公表する為替相場によることとされています。

租税条約との関連: 日本とタイの間には租税条約があります。日本タイ租税条約では、一方の国の居住者に対する個人所得について、他方の国において短期滞在者免税の規定があります。この場合、日本の居住者がタイにおいて勤務をする場合、その年におけるタイの滞在日数が180日以下である場合には、タイにおける所得税を免除するという規定があります。日数以外にも、いくつか条件はあるので、注意してください。これはタイから見た場合の非居住者に対する免除規定となります。ここで注意が必要なのは、あくまでもタイの非居住者ということです。ではこの非居住者とは、具体的にどのような人を言うのでしょうか。

一般論で言うと、海外駐在の場合、当該海外赴任者は日本の住民票上、海外への転出届を出しますが、この転出届を出した日の翌日から日本の税法上は日本の非居住者となることから、この転出届を出した日の翌日からはタイの居住者ということになります。

住民票の転出届をする場合には、その境目が明確ですが、諸般の事情で海外への転出届をせずに、住民登録を残したまま海外赴任をされる場合もあります。この場合における、居住者、非居住者の判断の日はいつになるのでしょうか。これについては必ずしもこの基準というものがなく、あくまでも事実認定の問題となります。一つの考え方として、物理的に日本を出国した日までを日本の居住者とし、その翌日からタイの居住者とするのが考えられます。別の考え方として、タイの場合にはタイで就労するには労働許可を取得する必要があることから、この労働許可がない間はタイでの就労が認められないこととなります。よってこのタイの労働許可を取得した日をもってタイの居住者とする考え方も考えられます。ただし労働許可をとらずに、タイ入国の際、スタンプのみで入国し、30日間観光という建前で実質仕事をすることもいることから、そのような場合には実態に基づいて、居住者、非居住者の境目となる日を検討する必要があります。なお日本の会社の役員である場合には取り扱いが異なるため注意してください。

一見簡単なようで、意外と疑問点もでてくるのが個人所得税の特徴です。どちらの国においても申告漏れがないように早めに準備を済ませ、期間間際であわてないようにしてください。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。